

介護保険料改定 3年ごとの見直しを実施 保険料段階を細分化、通知書を見やすく変更

多段階化と基金の活用により、 保険料の上昇幅を抑制

介護保険制度では、3年ごとに保険料を見直すこととされています。今回改定した第1号被保険者(65歳以上)の保険料は、今後3年間に見込まれる区の高齢者人口および介護サービスにかかる費用の推計を基に左表のとおり定められました。

介護保険料の上昇幅を抑制するために、区では「介護給付費準備基金」を活用し、保険料基準額(第5段階)は年額62,400円(月額5,200円)となりました。保険料の設定にあたっては、負担能力に配慮し、こ

旧段階(平成24~26年度) (保険料率)	新段階(平成27~29年度) (保険料率)	対象者	年額 (円)
第1(×0.5)	第1(×0.45)	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者かつ世帯全員が住民税非課税の人および世帯全員が住民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間80万円以下	28,080
第2(×0.5)			40,560
特例第3(×0.65)	第2(×0.65)	世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が	120万円以下
第3(×0.7)			120万円を超える
特例第4(×0.9)	第3(×0.7)	本人が住民税非課税で世帯に課税者がいて、合計所得金額と課税年金収入額の合計が	80万円以下
第4(×1.0)			80万円を超える
第4(×1.0)	第5(×1.0)	本人が住民税課税で、合計所得金額が	62,400
第5(×1.15)	第6(×1.15)		125万円未満
第6(×1.3)	第7(×1.3)		125万円以上200万円未満
第7(×1.7)	第8(×1.7)		200万円以上300万円未満
	第9(×1.75)		300万円以上400万円未満
第8(×2.0)	第10(×2.05)		400万円以上500万円未満
	第11(×2.1)		500万円以上600万円未満
第9(×2.4)	第12(×2.5)		600万円以上800万円未満
第10(×2.7)	第13(×2.8)		800万円以上1,000万円未満
第11(×2.8)	第14(×2.9)		1,000万円以上1,200万円未満
第12(×2.9)	第15(×3.0)		1,200万円以上

6月に平成27年度介護保険料決定通知書送付

平成27年度の住民税が決定した後、6月中旬に介護保険料額決定通知書を送りする予定です。普通徴収の方(納付書・口座振替でのお支払)は6月から新しい保険料額で徴収します。

介護保険制度では、住所地の区市町村の被保険者となるのが原則です。ただし、介護付き有料老人ホームなどの住所地特例対象施設に入居し、その施設の所在地に住所を移した方は、特例として施設入居前の区市町村の被保険者となります。これまでにサービス付き高齢者向け住宅は住所特例の対象外でしたが、平成27年4月からは対象となります。※すでに入居されている方は、対象となりません。

介護保険料額決定通知書の書式を見やすく変更

介護保険料額決定通知書のサイズを大きくし、文字や数字を見やすく変更しました。また、昨年度までは納付書を年2回(6月と10月)送付していましたが、今年度から6月の決定通知書に1年間分の納付書を同封してお送りします。

起業を目指す女性の方へ

「創業支援セミナー」受講生募集

起業や独立を目指す女性を対象に創業支援セミナーを開催します。「創業に必要な手続きは?」「創業資金は?」など、さまざまな疑問を解決するため、女性講師による講義のほか、個人ワーク・グループワークを通して創業の基礎やポイントを学びます。

時 6月20日(土) 午後1時半～4時半・27日(土) 午後1時半～5時半

場 産業会館2階第1会議室(東陽4-5-18)

人 区内在住・在勤で、2日とも参加でき、起業を考えている女性の方20人(初めて受講する方を優先し、抽選※5月11日(月)以降全員に結果を通知)

児童扶養手当等、特別障害者手当等の支給額変更

4月分から下表のとおり支給額が変更となります。児童扶養手当・特別児童扶養手当は8月定例から、特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当は5月定例から変更後の金額を振り込みますので、ご確認ください。この変更は、「児童扶養手当法」による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律」による特例水準の解消(平成27年度は▲0.3%)その他の手当の割合を先

児童扶養手当等8月、特別障害者手当等は5月定例から4月分より変更となります。児童扶養手当・特別児童扶養手当は8月定例から、特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当は5月定例から変更後の金額を振り込みますので、ご確認ください。この変更は、「児童扶養手当法」による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律」による特例水準の解消(平成27年度は▲0.3%)その他の手当の割合を先

江東区立全小・中学校で学校公開

区立小・中学校では、開かれた学校づくりを一層推進するため、4月下旬から7月上旬に学校公開を実施します。保護者や地域の皆さんに学校教育への関心を高めていただくため、ありのままの学校生活を公開していきます。

区立小・中学校では、開かれた学校づくりを一層推進するため、4月下旬から7月上旬に学校公開を実施します。保護者や地域の皆さんに学校教育への関心を高めていただくため、ありのままの学校生活を公開していきます。

区では、パートタイム就労にかかる合同面接会をハローワーク木場と共催します。深川北地区を中心に就業場所がある企業8社程度が参加し、その企業の担当者と、直接面接ができます。

深川北地区「パートタイム」就職面接会

4/27(月) 企業担当者と直接面接

文化センター3階第1会議室、第1・2研修室(森下3-12-17) 入 パートタイム就労を希望する方 費 無料 内 事務・軽作業等、求人のある企業によるパート就職面接会「持ち物」履歴書(写真貼付) ※面接は複数受けられますので面接を希望する

文化センター3階第1会議室、第1・2研修室(森下3-12-17) 入 パートタイム就労を希望する方 費 無料 内 事務・軽作業等、求人のある企業によるパート就職面接会「持ち物」履歴書(写真貼付) ※面接は複数受けられますので面接を希望する

文化センター3階第1会議室、第1・2研修室(森下3-12-17) 入 パートタイム就労を希望する方 費 無料 内 事務・軽作業等、求人のある企業によるパート就職面接会「持ち物」履歴書(写真貼付) ※面接は複数受けられますので面接を希望する

改定による児童扶養手当および特別児童扶養手当等の支給額(月額)

	平成26年度	平成27年度
手当額改定率		2.4%
児童扶養手当	41,020円～9,680円	42,000円～9,910円
特別児童扶養手当(1級)	49,900円	51,100円
特別児童扶養手当(2級)	33,230円	34,030円
特別障害者手当	26,000円	26,620円
障害児福祉手当	14,140円	14,480円
経過的福祉手当	14,140円	14,480円

受付を済ませてください。参観者は、校内で目印になるものを付けていただきます。当日の時間割等は、来校時に受付でご確認ください。自動車での来校は、ご遠慮願います。

学務課係 ☎(3647)9174

求人情報に関する「ハローワーク木場事業所第一部門」 ☎(3643)8605

http://tokyo-hellowork.site.mhlw.go.jp/list/kiba.htmlで紹介しています。